

令和2年度
人事委員会の業務の状況に係る報告書

令和3年8月

千葉県人事委員会

目 次

I	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	1
II	職員の競争試験及び選考の状況	6
III	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	11
IV	不利益な処分についての審査請求の状況	12

I 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、議会及び知事に対して、令和2年10月14日に職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告、令和2年12月24日に職員の給与等に関する報告を行った。

その概要は以下のとおりである。

【令和2年の職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告の概要】

1 給与勧告の基本的考え方

- ・ 職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。
- ・ 人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきた。

2 職員の特別給と民間の特別給との比較

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.46月分に相当しており、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数(4.50月)を下回っていた。

3 本年の特別給の改定

民間の特別給の支給割合及び国の人事院勧告の内容を勘案し、期末・勤勉手当について次のとおり改定を行うこととした。

民間の支給割合に見合うよう引下げ 年間4.50月分→4.45月分

引下げ分については、人事院勧告の内容に準じて期末手当を引下げ

期末手当(年間2.60月分→2.55月分)

<一般職員の支給月数>

	6月期	12月期	年間
2年度 期末手当	1.30月(支給済み)	1.25月(現行1.30月)	2.55月
勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)	1.9月
3年度 期末手当	1.275月	1.275月	2.55月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月	1.9月

4 改定の実施時期

令和2年12月1日

<参 考>

1 職員（行政職）の平均年間給与額

(円)

現 行 (A)	改定後 (B)	改定による増加額 (B - A)
5,991,876	5,973,393	△18,483

※ 平均年齢 39.6 歳

2 勧告による人件費への影響額

△約 13 億円

※ 一般会計及び特別会計の計（令和 2 年度 9 月補正後予算ベース）
ただし、公営企業会計は除く。

3 近年の特別給の改定状況

	期末・勤勉手当	
	改定月数	支給月数（改定後）
令和元年	0.05 月	4.50 月
平成 30 年	0.05 月	4.45 月
29 年	0.10 月	4.40 月
28 年	0.10 月	4.30 月
27 年	0.10 月	4.20 月
26 年	0.15 月	4.10 月
25 年	—	—
24 年	—	—
23 年	—	—
22 年	△0.20 月	3.95 月
21 年	△0.35 月	4.15 月

【令和2年の職員の給与等に関する報告の概要】

1 職員の給与と民間給与との比較

本年4月分の職員（行政職）の給与と民間企業従業員（事務・技術関係職種）の給与とを、役職段階、学歴、年齢が同等であると認められる者同士でそれぞれ対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均53円（0.01%）上回っていた。

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A-B）
366,454円	366,401円	53円（0.01%）

2 本年の月例給改定

本年の民間給与との較差が極めて小さいこと等を考慮し、月例給の改定は行わないこととした。

3 公務運営に関する報告

（1）人材の確保及び育成

① 人材の確保

近年の若者人口の減少などを背景に、人材確保が引き続き厳しい状況にある中、新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模な自然災害といった危機的な事態が発生している。

こうした行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、複雑・高度化する課題に迅速かつ的確に対応していくためには、多様で有為な人材を確保することが重要であることから、広報・啓発活動を一層強化するとともに、より良い試験制度となるよう努めていく。

② 人材の育成

近年、若年層の職員の割合が増加する一方、中堅層の職員が減少している中、将来に向かって組織力を高めていくことが課題となっている。

そのため、管理職や班長等のマネジメント能力の更なる向上とともに、人材開発に当たり、個々の職員の意欲を高め、能力を引き出す取組を進めていく必要がある。

（2）能力・実績に基づく人事管理

人事行政の公正を確保し、公務の質を高く保つためには、職員の能力と勤務実績を的確に評価するとともに、評価結果を人事管理の基礎として活用することが重要である。

そのため、人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう、評価制度の公正性、納得性を一層高めるとともに、評価結果について、任用、給与、分限、人材開発等へ適切に活用していくことが必要である。

（3）勤務環境の整備

① 総実勤務時間の短縮

特例業務（災害等を理由とした上限時間を超える時間外勤務）の適用は、厳格に運用すべきものであるから、やむを得ず特例業務を命じた場合には、時間外勤務が生じた要因の整理、分析及び検証を行うことが重要である。

平常時から適切な方法による総実勤務時間の把握に努め、計画的な業務遂行について職員に周

知徹底するとともに、所属長等のマネジメント強化を図ることも重要である。

効率的な業務遂行には業務改善に対する意識の醸成や、ICTを活用した取組を更に推進することも必要である。

マネジメント強化、業務の合理化等を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合には、人員の配置を含めた措置を講ずる必要がある。

教職員が教育活動に専念できる環境を整えることは重要な課題であり、学校における働き方改革の取組は、市町村教育委員会や関係団体と連携を図り、国等の状況を注視しながら推進することが重要である。

② 職員の健康管理

メンタルヘルスプランに基づいた予防と早期発見、早期対応などの取組の充実に努め、ストレスチェック制度を効果的に活用していくべきである。

台風被害や新型コロナウイルス感染症への対応により、多くの職員が平常時と異なる災害対応等に従事していることから、管理職員も含めた職員の勤務時間の状況を適切に把握するとともに、医師による面接指導を確実に実施する必要がある。

③ 誰もが働きやすい勤務環境の実現

仕事と家庭の両立支援については、育児休業等を性別にかかわらず取得しやすくするため、業務に関する情報の共有化や、管理監督者に対する意識啓発などの取組を引き続き推進することが必要である。

職場の上司等の理解を深めることなど、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図っていく必要がある。

障害のある職員について、所属におけるサポート体制の強化を図っていくことが重要である。

テレワークやフレックスタイム制などの柔軟で多様な働き方について、職員が活用しやすい制度を導入していくことが必要である。

④ ハラスメント防止対策

研修等による職員の意識啓発を継続的に実施するなど、ハラスメントのない職場づくりを推進することが重要である。

(4) 高齢層職員の能力及び経験の活用

人事院は、平成30年8月に、定年年齢を段階的に65歳まで引き上げることが必要であるとし、立法措置を求める意見の申出を行った。現在、国においては、人事院の意見の申出も踏まえて、公務員の定年引上げに向けた取組を進めるとされている。

本県においても、引き続き国の動向等を注視しつつ、定年引上げをはじめとした高齢期の雇用問題に関わる人事管理や給与制度の在り方について検討を進めていく必要がある。

(5) コンプライアンスの徹底

県民の信頼に応えていくためには、職員一人ひとりが千葉県職員としての自覚を十分にもって行動するよう、厳正な服務規律の保持について徹底を図るとともに、研修等の様々な機会を通じて職員への定期的・継続的な意識啓発に取り組むことが重要である。

<参 考>

1 近年の月例給の改定状況

	改定額 (率)	
令和元年	566 円	(0.15%)
平成 30 年	712 円	(0.19%)
29 年	1,248 円	(0.33%)
28 年	868 円	(0.23%)
27 年	3,223 円	(0.85%)
26 年	968 円	(0.25%)
25 年	354 円	(0.09%)
24 年	—	
23 年	△1,098 円	(△0.27%)
22 年	△796 円	(△0.19%)
21 年	△784 円	(△0.19%)

2 月例給の改定を見送った際の公民較差の状況

公民較差が極めて小さい場合は、これまでも月例給の改定を見送っている。

平成24 年	133 円	(0.03%)
20 年	120 円	(0.03%)
18 年	70 円	(0.02%)
16 年	34 円	(0.01%)

Ⅱ 職員の競争試験及び選考の状況

1. 採用試験

令和2年度においては、上級、中級、初級、資格免許職、市町村立学校事務中級、市町村立学校事務初級、警察官の各試験を次のとおり実施した。

(1) 採用試験の実施日程

試験区分	試験職種	年齢要件	受験案内配布開始	受付期間	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日	最終合格者発表日
	職員採用上級試験 (一般行政A)	平成2.4.2 ～平11.4.1 生まれの者	5.19(火)	5.19(火) ～ 6.2(火)	6.28(日)	7.8(水)	7.20(月) ～ 8.19(水)	9.9(水)
	職員採用上級試験 (一般行政B)	昭60.4.2 ～平8.4.1 生まれの者	5.19(火)	5.19(火) ～ 6.2(火)	6.28(日)	7.8(水)	7.20(月) ～ 8.19(水)	9.9(水)
	職員採用上級試験 (上記以外の職種)	昭60.4.2 ～平11.4.1 生まれの者	5.19(火)	5.19(火) ～ 6.2(火)	6.28(日)	7.8(水)	7.20(月) ～ 8.19(水)	9.9(水)
	職員採用中級試験	平2.4.2	7.10(金)	7.28(火)	9.27(日)	10.14(水)	11.2(月) ～ 11.17(火)	12.7(月)
	市町村立学校事務 職員採用中級試験	～平13.4.1 生まれの者		8.17(月)				
	職員採用初級試験	平11.4.2	7.10(金)	7.28(火)	9.27(日)	10.14(水)	11.2(月) ～ 11.17(火)	12.7(月)
	市町村立学校事務 職員採用初級試験	～平15.4.1 生まれの者		8.17(月)				
資格免許職 職員採用試験	獣医師	昭60.4.2 ～平9.4.1 生まれの者	5.19(火)	5.19(火) ～ 6.2(火)	6.28(日)	7.8(水)	7.20(月) ～ 8.19(水)	9.9(水)
	薬剤師	昭60.4.2 ～平9.4.1 生まれの者						
	保健師	昭60.4.2 ～平12.4.1 生まれの者						
	管理栄養士	昭60.4.2 ～平11.4.1 生まれの者						
	保育士	昭60.4.2 ～平13.4.1 生まれの者	7.10(金)	7.28(火) ～ 8.17(月)	9.27(日)	10.14(水)	11.2(月) ～ 11.17(火)	12.7(月)
	栄養士	昭60.4.2 ～平13.4.1 生まれの者						
	司書	昭60.4.2 ～平13.4.1 生まれの者						

試験区分	試験職種	年齢要件	受験案内配布開始	受付期間	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日	最終合格者発表日	
警察官採用試験	第1回	警察官A(男性)	昭62.4.2以降生まれの男性	6.30(火)	6.30(火)～8.17(月)	9.20(日)	10.7(水)	10.13(火)～10.30(金)及び11.18(水)～11.27(金)	
		警察官A(女性)	昭62.4.2以降生まれの女性						
		警察官B(男性)	平2.4.2～平14.4.1生まれの男性						
		警察官B(女性)	平2.4.2～平14.4.1生まれの女性						
	第2回	警察官A(男性)	昭62.4.2以降生まれの男性						12.24(木)
		警察官A(女性)	昭62.4.2以降生まれの女性						
		警察官B(男性)	平2.4.2～平15.4.1生まれの男性						
		警察官B(女性)	平2.4.2～平15.4.1生まれの女性						

延期した第1回試験は、第2回試験に統合し、第2回試験として実施。

(2) 採用試験の方法

試験区分・試験職種 (試験の程度)		第 1 次 試 験			第 1 次試験実施 だが 2 次試験と して評価		第 2 次 試 験			
		教養試験 択一式	専門試験 択一式	体格・ 体力検査	論文試験 記述式	作文試験 記述式	口述 試験	適性 検査	身体 検査	体格・ 体力検査
上級 (大学卒程度)	一般行政A	○	○	—	○	—	○	○	—	—
	一般行政B	○	—	—	○	—	○※	○	—	—
	心 理	○	○	—	○	—	○	○	—	—
	児童指導員									
	農 業									
	林 業									
	水 産									
	畜 産									
	農業土木									
	土 木									
	建 築									
	化 学									
	電 気									
機 械										
中級 (短大・高専卒程度)	一般行政	○	○	—	○	—	○	○	—	—
	警察事務									
	市町村立学校事務									
初級 (高校卒程度)	一般行政	○	○	—	—	—	○	○	—	—
	警察事務									
	市町村立学校事務									
	農業土木									
	土 木									
	電 気									
機 械										
資格免許職 (大学卒程度)	獣 医 師	○	○	—	—	—	○	○	—	—
	薬 剤 師									
	保 健 師									
	管理栄養士									
資格免許職 (短大・高専卒程度)	保 育 士	○	○	—	—	—	○	○	—	—
	栄 養 士									
	司 書									
警察官 (大学卒程度)	警察官 A (男性)	○	—	○	○	—	○	○	○	○
	警察官 A (女性)	○	—	—	○	—	○	○	○	○
警察官 (高校卒程度)	警察官 B (男性)	○	—	○	—	○	○	○	○	○
	警察官 B (女性)	○	—	—	—	○	○	○	○	○

教養試験：職員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験

専門試験：試験職種に応じた専門的な知識・技術・能力等についての筆記試験（一般行政Bは専門試験なし）

論文試験：課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力についての筆記試験

作文試験：文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力についての筆記試験

体格・体力検査：職務遂行上必要な体格と体力についての検査

口述試験：主として人柄・性向等についての試験。※一般行政Bはプレゼンテーションを含む。（上級試験のみ実施していた
 集団討論は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は中止した。）

適性検査：職務遂行上必要な素質・性格についての（質問紙法・作業検査法）検査

身体検査：健康状態についての医学的検査及びこれに付随するその他の検査

(3) 採用試験の実施状況

() は女性で内数、—は採用試験が行われなかった職種

試験区分・試験職種		採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	第1次受験者数 B (人)	第1次合格者数 C (人)	最終合格者数 D (人)	合格倍率 B/D (人)
上級試験	一般行政A	100	1,096 (363)	746 (256)	329 (94)	206 (75)	3.6
	一般行政B	20	146 (36)	86 (21)	73 (16)	24 (6)	3.6
	心理	24	84 (55)	63 (37)	59 (35)	44 (28)	1.4
	児童指導員	62	85 (42)	74 (36)	72 (35)	63 (31)	1.2
	農業	34	68 (28)	48 (21)	48 (21)	37 (19)	1.3
	林業	14	27 (11)	20 (7)	20 (7)	20 (7)	1.0
	水産	3	22 (3)	17 (3)	12 (2)	7 (1)	2.4
	畜産	2	14 (5)	10 (4)	10 (4)	5 (2)	2.0
	農業土木	14	25 (8)	20 (8)	20 (8)	16 (6)	1.3
	土木	76	118 (15)	88 (11)	85 (11)	73 (11)	1.2
	建築	14	27 (8)	19 (6)	19 (6)	18 (6)	1.1
	化学	9	56 (12)	32 (6)	27 (3)	16 (2)	2.0
	電気	16	39 (2)	25 (1)	24 (1)	19 (1)	1.3
	機械	9	24 (1)	15 (1)	14 (0)	10 (0)	1.5
計	397	1,831 (589)	1,263 (418)	812 (243)	558 (195)	2.3	
中級試験	一般行政	40	499 (174)	288 (98)	125 (39)	50 (19)	5.8
	警察事務	23	220 (137)	132 (85)	74 (49)	34 (24)	3.9
	農業土木	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—
	土木	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—
計	63	719 (311)	420 (183)	199 (88)	84 (43)	5.0	
初級試験	一般行政	93	1,018 (368)	806 (287)	390 (124)	183 (66)	4.4
	警察事務	15	132 (101)	106 (83)	54 (46)	37 (30)	2.9
	農業	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—
	林業	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—
	農業土木	3	15 (1)	13 (1)	9 (1)	8 (1)	1.6
	土木	16	37 (3)	33 (3)	32 (3)	23 (3)	1.4
	化学	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—
	電気	6	22 (1)	17 (1)	16 (1)	15 (1)	1.1
	機械	5	11 (1)	6 (1)	6 (1)	4 (1)	1.5
計	138	1,235 (475)	981 (376)	507 (176)	270 (102)	3.6	
市町村立学校事務中級		8	115 (56)	64 (34)	24 (11)	12 (8)	5.3
市町村立学校事務初級		36	268 (142)	217 (116)	108 (53)	59 (35)	3.7
計		44	383 (198)	281 (150)	132 (64)	71 (43)	4.0
資格免許職	獣医師	20	11 (8)	11 (8)	11 (8)	10 (8)	1.1
	薬剤師	9	25 (9)	18 (6)	18 (6)	16 (6)	1.1
	薬剤師(病院局)	15	17 (10)	14 (8)	14 (8)	12 (6)	1.2
	保健師	29	32 (27)	30 (26)	30 (26)	26 (23)	1.2
	管理栄養士	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—
	管理栄養士(病院局)	2	56 (53)	48 (45)	8 (8)	3 (3)	16.0
	保育士	25	31 (22)	25 (17)	24 (16)	12 (9)	2.1
	臨床検査技師	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—
	栄養士	1	57 (52)	41 (38)	5 (5)	2 (2)	20.5
	司書	1	41 (34)	31 (24)	5 (4)	1 (1)	31.0
計	102	270 (215)	218 (172)	115 (81)	82 (58)	2.7	
警察官試験	第1回	延期した第1回試験は、第2回試験に統合し、第2回試験として実施。 第2回試験の採用予定数は、第1回試験及び第2回試験の採用予定数を合わせた数。					
	警察官A(男性)						
	警察官A(女性)						
	警察官B(男性)						
	警察官B(女性)						
	計						
	第2回						
	警察官A(男性)	173	1,350 (0)	651 (0)	582 (0)	207 (0)	3.1
	警察官A(女性)	46	328 (328)	152 (152)	141 (141)	65 (65)	2.3
	警察官B(男性)	181	1,271 (0)	663 (0)	583 (0)	217 (0)	3.1
	警察官B(女性)	46	462 (462)	216 (216)	200 (200)	58 (58)	3.7
	計	446	3,411 (790)	1,682 (368)	1,506 (341)	547 (123)	3.1
	県内計						
	警察官A(男性)	173	1,350 (0)	651 (0)	582 (0)	207 (0)	3.1
	警察官A(女性)	46	328 (328)	152 (152)	141 (141)	65 (65)	2.3
	警察官B(男性)	181	1,271 (0)	663 (0)	583 (0)	217 (0)	3.1
警察官B(女性)	46	462 (462)	216 (216)	200 (200)	58 (58)	3.7	
計	446	3,411 (790)	1,682 (368)	1,506 (341)	547 (123)	3.1	
県外							
警察官A(男性)	34		51 (0)	22 (0)	4 (0)	12.8	
警察官B(男性)	26		144 (0)	130 (0)	40 (0)	3.6	
計	60	0 (0)	195 (0)	152 (0)	44 (0)	4.4	
警察官計	506	3,411 (790)	1,877 (368)	1,658 (341)	591 (123)	3.2	
総計	1,250	7,849 (2578)	5,040 (1667)	3,423 (993)	1,656 (564)	3.0	

() は女性で内数、—は採用試験が行われなかった職種

2. 採用選考

任用規則の規定に基づき、令和2年度は次のとおり採用選考を行った。(任命権者へ委任したものを除く。)

任命権者	給料表	行政職	研究職	医療職	海事職	福祉職	公安職	合計
知事		89		9	1			99
病院局長		3		158				161
企業局長								
県議会議長								
教育委員会		127	10			2		139
選挙管理委員会								
代表監査委員								
人事委員会								
海区漁業調整委員会								
警察本部長		10	4		1		19	34
計		229	14	167	2	2	19	433

3. 昇任選考

任用規則の規定に基づき、令和2年度は次のとおり昇任選考を行った。(任命権者へ委任したものを除く。)

任命権者	給料表(区分)	行政職	研究職	医療職	海事職	公安職	福祉職	単 純 労 務 員	合計
知事		846	17	81	1		14	9	968
病院局長		18		172					190
企業局長		146							146
県議会議長		6							6
教育委員会		249	3	20				9	281
選挙管理委員会		1							1
代表監査委員		8							8
人事委員会		6							6
海区漁業調整委員会									
警察本部長		127	4		1	439		1	572
計		1,407	24	273	2	439	14	19	2,178

Ⅲ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第46条の規定により、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件について、地方公共団体の当局が適切な措置を執るよう要求があった場合、同法第47条の規定により、必要な審査を行い、その結果に基づいて判定し、必要に応じて当局に対し勧告等を行うものである。

令和2年度は、措置の要求はなかった。

IV 不利益な処分についての審査請求の状況

地方公務員法第49条から第51条までの規定により、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員から不利益処分に関する審査請求があった場合、人事委員会が必要な審査を行い、その結果に基づいて、その不利益処分を承認し、修正し、又は取り消し、及びこれに伴う必要な措置を行わせることにより、職員の身分保障を確保しようとするものであり、準司法的な手続による事後審査の制度である。

令和2年度における審査請求の処理状況及び件数は次のとおりである。

1. 令和2年度における審査請求の処理状況

事件番号	請求者	請求事項	処分者	処理状況 (R3. 3. 31現在) ※()内は令和2年度中の動き
(1) 昭和49年審乙第36, 37号 (4. 27教員事案)	公立学校教員 2人 (当初39人)	懲戒(戒告) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中 準備手続1回、口頭審理6回実施
(2) 昭和50年審乙第12, 13, 15, 18, 19, 22, 25, 36号 (4. 11等教員事案)	公立学校教員 8人 (当初35人)	懲戒(減給、戒告) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(3) 昭和51年審乙第12, 13, 15, 21, 22, 24号 (12. 10等教員事案)	公立学校教員 6人 (当初24人)	懲戒(減給、戒告) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(4) 昭和53年審乙第10, 12, 14号 (4. 15等教員事案)	公立学校教員 3人 (当初13人)	懲戒(減給、戒告) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(5) 昭和54年審乙第5, 7, 9, 11, 12号 (5. 31教員事案)	公立学校教員 5人 (当初12人)	懲戒(減給、戒告) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(6) 昭和55年審乙第3号 (4. 25教員事案)	公立学校教員 1人 (当初3人)	懲戒(戒告) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(7) 昭和56年審乙第3~5, 7, 8号 (4. 16教員事案)	公立学校教員 5人 (当初12人)	懲戒(減給、戒告) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(8) 昭和57年審乙第4~6, 8号 (6. 4等教員事案)	公立学校教員 4人 (当初11人)	懲戒(停職、減給) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(9) 昭和58年審乙第11, 12, 14号 (12. 16等教員事案)	公立学校教員 3人 (当初8人)	懲戒(停職、減給) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(10) 昭和59年審乙第1, 2, 4, 6号 (10. 7教員事案)	公立学校教員 4人 (当初9人)	懲戒(停職、減給) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(11) 昭和60年審乙第1, 3~5号 (10. 26教員事案)	公立学校教員 4人 (当初9人)	懲戒(停職、減給) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(12) 昭和61年審乙第1, 3~5号 (4. 17教員事案)	公立学校教員 4人 (当初9人)	懲戒(戒告) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中

事件番号		請求者	請求事項	処分者	処理状況 (R3.3.31現在) ※()内は令和2年度中の動き
(13)	平成元年審乙 第13, 16~18, 20, 21号 (5.24教員事案)	公立学校教員 6人 (当初10人)	懲戒(戒告) 処分取消	千葉県教育 委員会	係 属 中
(14)	令和元年審乙第2号	公立学校教員	懲戒(停職) 処分取消	千葉県教育 委員会	裁 決 (R3.3.18 処分承認)
(15)	令和2年審乙第1号	公立学校教員	懲戒(免職) 処分取消	千葉県教育 委員会	係 属 中 (R2.6.2 審査請求)
(16)	令和3年審乙第1号	公立学校教員	懲戒(免職) 処分取消	千葉県教育 委員会	係 属 中 (R3.1.8 審査請求)

2. 不利益処分に関する審査請求の件数

区 分		件 数	令和元年度末現在 未処理件数	令和2年度		令和2年度末現在 未処理件数
				審査請求件数	処理件数	
分 限 処 分	降給	0	0	0	0	
	降任	0	0	0	0	
	休職	0	0	0	0	
	免職	0	0	0	0	
懲 戒 処 分	戒告	27	0	0	27	
	減給	24	0	0	24	
	停職	5	0	1	4	
	免職	0	2	0	2	
そ の 他	転任処分	0	0	0	0	
	訓告処分	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
合 計			56	2	1	57